

国土交通省と環境省との間における  
中間貯蔵施設整備に係る工事に関する技術的評価の取扱いについて

国土交通省と環境省では、環境省が実施する中間貯蔵施設整備に係る工事（以下、「環境省工事」という。）に関する工事成績評定等の技術的評価について、「発注関係事務の運用に関する指針」（平成 27 年 1 月 30 日、公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議申合せ）2.（2）の趣旨を踏まえ、下記のとおり取り扱う。

記

- 一 環境省は、環境省工事の工事成績評定等の技術的評価を実施するための要領や技術基準等を策定するとともに、これらを適切に運用することが出来る人材の育成、確保等を図る。
- 二 環境省は、工事成績評定を行った場合には、その結果を速やかに（一社）日本建設情報総合センターが運営する工事实績情報システム（以下、「コリンズ」という。）へ登録する。
- 三 国土交通省は、記一及び二について、以下の通り必要な協力を行う。
  - (1) 記一により環境省が実施する、人材の育成、確保等に際して、国土交通省が主催する講習会等へ環境省職員が参加できるよう便宜を図る
  - (2) 記二により環境省が行う、コリンズへの工事成績評定結果の登録に際して、適宜、国土交通省における登録の運用体制等を情報提供する
- 四 国土交通省と環境省は、相互に関係する要領や技術基準等を確認し、各々が発注する工事の入札参加予定者の技術審査等において、発注しようとする工事の特性等を考慮しつつ、入札参加予定者の工事实績、成績等のデータを相互にかつ同等に活用する。